

議案第50号

平成23年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

平成23年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ847,876千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成23年2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-------|-----------------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 316,462 ^{千円} |
| | 1 使用料 | 316,461 |
| | 2 手数料 | 1 |
| 2 繰越金 | | 331,413 |
| | 1 繰越金 | 331,413 |
| 3 諸収入 | | 1 |
| | 1 雑収入 | 1 |
| 4 市債 | | 200,000 |
| | 1 市債 | 200,000 |
| 歳入合計 | | 847,876 |

歳出

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 1 ゴルフ場事業費 | | 445,820 ^{千円} |
| | 1 ゴルフ場事業費 | 445,820 |
| 2 公債費 | | 16,869 |
| | 1 公債費 | 16,869 |
| 3 諸支出金 | | 180,000 |
| | 1 繰出金 | 180,000 |
| 4 予備費 | | 205,187 |
| | 1 予備費 | 205,187 |
| 歳出合計 | | 847,876 |

第 2 表 債 務 負 担 行 為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------------------|----------------|
| 生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 ク ラ ブ ハ ウ ス 改 築 事 業 費 | 平 成 24 年 度 か ら 平 成 25 年 度 ま で | 千 円 600,000 |

第 3 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-------------------------------|----------------|---|---|---|
| 生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 整 備 事 業 | 千 円 200,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。 | 借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。 |